

東京くらしねっと

今月の話題

だましの手口を知って、悪質商法に立ち向かう!

安全シグナル

カセットコンロ、こんなところに気をつけて

相談の窓口から

注射1本で若返る?!

こっそりプチ整形するつもりが、
思わぬ落とし穴…

高齢者悪質商法被害防止
キャンペーン月間特集

TOKYO
景観探訪

都内にある
歴史的建造物を
ご紹介

東京都慰霊堂

(墨田区)

ストーリーはWEBで ▶



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

受付
時間

月曜～土曜
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者ホットライン
☎局番なし188

☎03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

●JR・東京メトロ・
都営地下鉄
「飯田橋」駅すぐ

情報
満載

東京の消費生活に関する情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



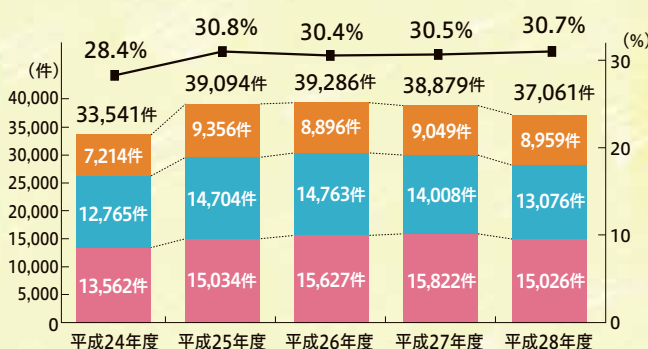
だましの手口を知って、 悪質商法に立ち向かう!

高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間特集

弁護士 間川 清

● 高齢者の相談件数の推移(都内消費生活センターにおける相談件数)

60歳代 70歳代 80歳以上
— 全相談件数に占める割合 —
高齢者の相談の平均契約金額: **190万円**
— 59歳以下の相談: **100万円**より高額 —



減らないだまし犯罪の 現状と対応策

オレオレ詐欺や振り込め詐欺を含め特殊犯罪の被害件数は、近年減る傾向がありません。オレオレ詐欺という言葉が流行してからすでに10年以上も経過しているにもかかわらず、高齢者をはじめ、だまされてしまう人が、まだまだたくさんいるのです。また、オレオレ詐欺以外のだまし犯罪、悪質商法も、いまだに多く発生しています。

このようなだまし犯罪、悪質商法への対応策として効果的なのは、「だましの手口を知る」ということです。相手の手口を知れば、いざだましの場面に遭遇した時、そのことに気が付いて、だまされずに済むのです。以下、典型的なだまし犯罪、悪質商法の事例を紹介します。

だまし犯罪・悪質商法 について

事例1 オレオレ詐欺

Aさんの自宅に、息子を名乗る男性から電話がありました。なんでも交通事故を起こしてしまい示談金が必要とのこと。Aさんは、オレオレ詐欺

欺ではないかと半信半疑でしたが、電話で話している息子の背後から、被害者の怒鳴り声が聞こえ、だんだんと「これは本当かもしれない。」と思うようになりました。息子は次に、警察官を名乗る男性に電話を代わります。男性は、「息子さんが交通事故を起こし、相手が刑事事件にすることを希望している。そうならば、息子さんが刑務所に行くことになる。」とAさんに告げます。「息子が刑務所に行くなんて...」という思いで、Aさんはパニックになり、すっかり真実であると信じ込みます。その後、男性は「今すぐに示談金200万円を支払えば事件化せず、刑務所へ行くことはない。」と提案。Aさんは、誰にも相談することなく現金を用意してしまいます。その後、警察官を名乗る男性から連絡があり、「私服警官が自宅まで現金を取りに伺う。」と言い、Aさんは私服警官に成り済ました男性に現金をだまし取られてしまいました。

解説

オレオレ詐欺の手口はどんどん巧妙化しています。最近では、この事例のように、息子に成り済ます犯人一人だけでなく、警察官役や被害者役、時には弁護士役などが出てきて、犯人側の作っただましのシナリオが、あたかも真実であるような

手口を使います。これを劇場型勧誘と呼ぶことがあります。

このような電話がかかってきた時に絶対にしてはいけないことは、その場で決めることです。相手はすぐに現金を支払うよう要求してきますが、その要求に応じてはいけません。

また、予兆電話（携帯電話の番号を変えた等）があったら、特に警戒しましょう。オレオレ詐欺は今後も様々な手口を使ってくると思います。が、誰かに相談する等、その場で決めないという対応策を必ず守るようしてください。

事例2 不用品回収トラブル

夫に先立たれたBさんは、夫が残した不用品の処分を考えていました。ちょうどそのとき、家のポストに不用品回収のチラシが入っていたため、その業者に依頼することに…。

最初は見積もりをお願いし、15万円ということだったので依頼をしました。業者が荷物をトラックに積み込み、作業は終了。ところが精算の際、「作業をしてみたところ、思ったより荷物が多かったため、費用は30万円になります。」と突然、業者が言い出したのです。話が違うと思ったBさんは支払いを拒否したところ、業者の態度が一変。とても高圧的な

態度で「払えないなら、荷物を全部トラックから自宅へ戻してくれ。うちは一切手伝わらないから。」と言ったのです。高齢の女性であるBさんが、一人で荷物を運び出すことは到底できません。Bさんは泣く泣く業者に提示された請求額を支払いました。

解説

この事例のように悪質な不用品回収業者は、口頭でしか見積もりを出しません。荷物の積み込みを行い、荷物を元に戻すのが困難な状況を作り出し、当初の見積もりとはかけ離れた金額を請求してくるのです。

このような業者を避けるためには、必ず見積もりを書面でもらうようにしましょう。またチラシ広告を出している業者が必ずしも悪質であるとは言えませんが、どの業者が信頼できるか、なかなか判断が難しいため、信頼できる人から紹介してもらった業者に依頼するなど、業者選びは慎重に行ってください。



※一般の家庭から出る粗大ごみや不用品の収集・運搬を自ら業として行うには、一般廃棄物処理業の区市町村許可が必要です。許可を得ている事業者かどうかは、区市町村で確認できます。

事例3 点検商法

築40年の持ち家に住んでいるCさん。ある時、自宅にいと「無料で白アリ点検をします。」と業者が家を訪ねてきました。「キャンペーンでこの周辺一帯を訪問している。」という業者の言葉に納得し、普段から家の老朽化を感じていたCさんは、「無料ならいいか。」という気持ちで、点検を依頼します。

業者はすぐにCさん宅の軒下を点検。結果として「ひどく白アリに食われています。」とCさんに報告します。疑心暗鬼のCさんに、業者は証拠として、木の柱に白アリがたくさん群がっている写真を見せます。「いつ家が傾いてもおかしくない状態なので、すぐに駆除した方がよい。」などとCさんを焦らせます。家が傾いてはたまらないと思い、Cさんは業者の言い値通りの金額で白アリ駆除を依頼し、お金を支払いました。

後日、Cさんの家は、実は白アリの被害にあっておらず、業者がシロアリ駆除をした事実も全くなかったことが判明します。証拠写真も偽物であったことがわかり、Cさんは自分がすっかりだまされてしまったことに気が付きました。

解説

人は、「無料」という言葉の響きに弱いものです。だます側の人間はそこをうまくついで、無料という言葉で相手をだまそうとします。当たり前のことですが、何の思惑もなく、無料で相手に何か施すことはありません。それを意識しておくことが必要です。

無料をきっかけに相手をだまそうとする悪質商法はCさんの事例以外にも色々あります。

安易に「無料」という言葉にのせられないこと、その場でお金を払うことを決めないこと、相手任せにせず自ら動いて調べることを、等がこのような悪質商法にだまされないポイントです。

事例4 サクラサイト商法

最近購入したスマートフォンで無料占いの広告を見たDさん。興味本位で占い診断の登録をしました。送られてきた診断結果には「近いうちに大きな災いが降りかかる。」と書いてありました。ついつい続きが気になってしまったDさんは、ポイントを購入して続きの診断を受けてしまいます。最初は数百円のポイント購入でしたが、気が付いたら50万円もポイント購入に使っていることに気

が付きましました。診断を受けた占いサイトから情報が漏れていたらしく、別の占いサイトからも、しつこく勧誘のメールが来るようになってしまいました。

解説

スマートフォンをきっかけに、だまし犯罪や悪質商法も増えています。占いであったり、出会い系サイトなど、最初は無料と言っておきながら、いつのまにか有料化されており、気がついたら大金を失っていたということがあり得ます。無料だからといって安易に利用するのは避けましょう。トラブルになった場合には一人で悩まず、周囲に相談することが大切です。また、周囲の人、家族や親しい友人で悪質商法にだまされている様子が見受けられたら、積極的に声をかけましょう。

だまされてしまった 場合の対処法

だましの手口を知っていれば、多くの悪質商法は未然に防げると思いますが、それでもだまされてしまうことはあります。

そんなとき、オレオレ詐欺や振り込め詐欺のような場合には、まずは最寄りの警察署へ連絡してください。



※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

警察へ通報することで、新たな被害者を出さないことにもつながります。悪質商法のような契約トラブルの場合には、クーリング・オフにより、契約を取り消すことができる場合があります。クーリング・オフは、時間の制限等色々な条件があるので、自分で判断することが難しくければ、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

平成27年7月より、**公局番なし188**に電話することで、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口を案内してくれるサービス（消費者ホットライン）が始まっていますので、利用してみてください。

また、東京に設置されている3つの弁護士会※が運営する法律相談センターでも相談対応をしているので、連絡してみてください。

(公)0570-1200-050 ※都内からのみ

10月号の今月の話題は「東京都消費者月間」についてです。

東京都消費生活
総合センター
図書資料室
から



『高齢者の消費生活トラブル』 に関連する図書・資料を紹介します。

読んでみて！
話題の新作図書より

図書

ダマされない技術 間川 清 著 [法研]

詐欺、悪徳商法、脅迫、不当請求…ある日突然襲ってくる民から、身を守るために必要な「7つの知識の盾」を、豊富な事例とともに解説。自分だけでなく、大切な人や家族にも読んでもらいたい1冊です。

図書

マンガでわかる! 高齢者詐欺対策マニュアル

西田 公昭 著 [ディスカヴァー・トゥエンティワン]

高齢者を狙った振り込め詐欺の被害があとを絶ちません。だまされてしまった高齢者の心の傷は深く、うつになってしまう人もいます。「なぜダマされるのか」という視点から心理学を研究してきた著者が、詐欺被害に遭わないための対策を伝授します。

リーフレット

飯田橋四コマ劇場 ～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 安心セカンドライフへの道～ 東京都消費生活総合センター

セカンドライフを目前に控えた年代の人がターゲットになりやすい悪質商法の手口全15テーマを、シニカルな4コマ漫画で紹介。被害に遭わないために、覚えておくといふワンポイントアドバイス付きです。

DVD

私は、だまされない!? ～悪質商法の被害を防ぐ鉄則集～ 東京都消費生活総合センター

高齢者は「お金」「健康」「孤独」などに不安を持っていると言われています。そんな高齢者の不安を狙う悪質商法の事例を、再現ドラマで紹介するとともに、ナビゲーター（石丸謙二郎）が、被害を防ぐための「鉄則」をお伝えします。

図書資料室利用案内

東京都消費生活総合センター(飯田橋)

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

☎03-3235-1179

【利用時間】月～木 9:00～17:00

金 9:00～20:00

土 10:00～17:00

【休室日】日曜・祝日・年末年始・蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)

立川市柴崎町2-15-19

東京都北多摩北部建設事務所3階

☎042-522-5119

【利用時間】月～金 9:00～17:00

【休室日】土曜・日曜・祝日・年末年始・

蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも、ご自由に(開架式)

貸出…都内在住・在勤・在学の方対象

(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)

身分証明書等の提示により利用者カードを発行します。

※閲覧のみの資料もあり

高齢者悪質商法被害防止キャンペーン

～9月は関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です～

みんなで見守り 悪質商法をSTOP!

悪質商法被害から高齢者を守るためには、周りの方々や地域の皆さんの見守りや声かけが大切です。高齢者の方も「おかしいな?」と思ったら、身近な人に相談しましょう。キャンペーン期間中には、都内各施設でのポスターの掲示、リーフレットの配布、交通機関の車内広告など啓発活動や特別相談を実施します。



悪質商法の手口を知って、だまされない! 「あれ?」と思ったら、まず相談!

劇場型勧誘 巧みな芝居と投資話にご注意!

▶ 立場の違う複数の人が、入れ代わり立ち代わり勧誘する手口です。

掛け金の払い戻し(仮返還)の誘いの手口

1. お手紙か電話で「悪質商法」の被害者になり、お金を返すように誘われます。

2. お金を返すと「仮返還」の金額が戻ります。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

3. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

4. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

5. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

6. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

7. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

8. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

9. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

10. この金額は、お金の返した金額よりも少ないです。この金額は、実際にお金を返した金額よりも少ないです。

みんなで見守り 悪質商法をSTOP!

「おかしいな?」と思ったら、まず相談!

高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

東京都消費生活総合センター

www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp

こんな手口にも注意!

- 次々・点検商法 …… 「無料」「特別」の誘い文句や、不安をあおるなどして契約を持ち掛ける。
- 通信販売トラブル …… 「お試し」「初回無料」のはずが、気付くと定期購入になっている。
- インターネット接続回線トラブル …… 契約変更で安くなるはずが、むしろ高額になった。

高齢者被害特別相談を実施します

【日時】 9月11日(月)・12日(火)・13日(水) 9:00～17:00

電話&来所で受付



高齢者の消費者被害のご相談は > 高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは > 高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

【場所】 東京都消費生活総合センター 相談課 (最寄駅) JR飯田橋駅西口/地下鉄各線飯田橋駅B2b出口

● キャンペーン詳細は、下記のURLからご覧ください。

HP http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/kourei_press.html

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

悪質商法被害防止出前講座 ～講師を無料で派遣します～

高齢者見守り人材向け講座

- 【対象】 ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、配達事業者など地域の見守り役の方々
- 【内容】 高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応など

問い合わせ (公社)全国消費生活相談員協会 ☎03-5614-0635

高齢者向け講座

- 【対象】 町会・自治会・老人クラブなど
- 【内容】 高齢者を狙う悪質商法の手口、終活(エンディングノートなど)、健康を支える食生活、くらしの中の危険(ヒヤリ・ハット) など

問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎03-3235-4167





カセットコンロ、こんなところに 気をつけて

秋は学園祭や文化祭の多いシーズンですね。模擬店などでカセットコンロを使う計画をされている方も多いと思いますが、カセットコンロ使用中、思わぬ事故が起きています。

こんな事故が起きています！

- ❗ カセットコンロの受け皿（五徳）を裏返して使用し、カセットボンベが爆発した。
- ❗ 2台のカセットコンロを並べた上に1枚の鉄板を置いて調理中、カセットボンベが爆発した。



事故を防ぐために！

- 受け皿（五徳）を裏返して使用したり、外したまま使用しない。
- カセットコンロを並べて使用しない。
- カセットコンロを覆うような大きな調理器具（鉄板、鍋等）を使用しない。
- カセットコンロを炭の火おこしに使用しない。

いずれもカセットボンベが過熱され、爆発する危険性があります。

- カセットボンベを正しく装着する。

カセットボンベの切り欠き部分とコンロのガイド部とを合わせて正しく装着しましょう。
正しく装着されていない場合、ガス漏れが起き引火する危険性があります。

[参考] ● 東京消防庁《カセットボンベ破裂による事故を防止しよう》

HP <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/life/topics/201110/kasetto.html>

● (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) 《ガスこんろ及びカセットこんろの事故の防止について (注意喚起)》

HP <http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/121220.html>

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082



就業構造基本調査を実施します! ~平成29年10月1日~

就業構造基本調査は、総務省統計局が都道府県・区市町村を通じて10月1日現在で実施する統計調査です。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とする調査であり、政府の重要な調査として統計法に定められた基幹統計調査です。

調査結果は、雇用政策、経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用されます。

調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約52万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）です。

9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。



平成29年
就業構造
基本調査

問い合わせ 東京都総務局 統計部 社会統計課 ☎03-5388-2509

講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学（高校生以上）の方
- 応募者多数の場合は抽選 ●当日の参加申し込み不可
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

ふくふくフェスタ東京2017
東京都消費者月間協賛事業



知ってトクする暮らしの連続講座 ～老後を生き抜くための知恵～

健康、生活資金、介護、相続等々、多くの方が老後の不安を抱えている中で、シニア世代はもとより、ミドル世代の方にもお役に立つ知識を学んでいただく講座を開催します。

番号	開催日時	テーマ	講師
1	10月4日(水)	時代が変わる。社会が変わる。～私らしく生きるために、エンディングノート!～	終活カウンセラー / セカンドライフアドバイザー 石崎 公子 氏
2	10月10日(火)	高齢期にかけた食生活と健康 ～食事と健康食品、サプリメントの関係～	首都大学東京大学院 人間健康科学研究科 教授 篠田 粧子 氏
3	10月17日(火)	悪質商法、最近の手口 ～“ダマされない!”と思っているあなたこそ、危ない!!～	落語家 立川 がじら 氏 東京都消費者啓発員 鈴木 伸子 氏
4	10月23日(月)	シニアのための生活設計①<<攻める>> ～シニアのセカンドキャリア～	株式会社 ディアログス 代表取締役 神谷 敏康 氏
5	10月30日(月)	シニアのための生活設計②<<守る>> ～社会保険・年金と税制度の話～	ファイナンシャル・プランナー / 社会保険労務士 井戸 美枝 氏
6	11月8日(水)	生前整理でスッキリ生きる! ～プロから学ぶやさしい生前整理術～	一般社団法人 生前整理普及協会 生前整理アドバイザー / 認定指導員 徳山 弘美 氏
7	11月15日(水)	遺言書はこう書こう! ～わかりやすい遺言書のポイントと書き方～	一般社団法人 老活研究所 理事長 弁護士 大竹 夏夫 氏
8	11月20日(月)	地域で支える認知症 ～新オレンジプランと成年後見人制度～	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 吉田 輝美 氏
9	11月30日(木)	どうする? 介護・入院 どうなる? おひとりさまの終の住みか	ノンフィクションライター 中澤 まゆみ 氏
10	12月5日(火)	葬儀とお墓 ～安心して旅立つために～	第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主席研究員 小谷 みどり 氏

会場・時間 東京都多摩消費生活センター教室Ⅰ・Ⅱ 14:00～16:00 募集人数 各回100人

申込方法 はがき・FAX ①希望講座の番号・実施日 ②住所（都外在住者は勤務先・学校の区市町村名）③氏名（ふりがな）
④年代 ⑤電話番号（FAX・携帯）⑥職業 ⑦応募の動機を明記し、下記申込先へ。

電子申請 東京くらしWEB 募集中の講座 検索

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/info.html>

申込締切 9月22日(金) 消印・受信有効

申込先・問い合わせ 東京都多摩消費生活センター ☎042-522-5119 FAX 042-527-0764
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階



実験実習講座

講座内容	講師	消費生活総合センター(飯田橋)	多摩消費生活センター(立川)
冬こそ食中毒の多発期です! ～今どきの食中毒の特徴と対策を学びましょう～ 冬に多く発生する今どきの食中毒について、その特徴と 防止対策を学びましょう。また、日頃の手洗いが適切に 行われているか、実習で確認します。	東京都福祉保健局 健康安全部 食品監視課職員	11月15日(水) 定員 13:30～16:00 32名 申込締切 10月31日(火) 消印有効	11月8日(水) 定員 13:30～16:00 16名 申込締切 10月24日(火) 消印有効

申込方法 <1講座につき、ひとり1枚の往復はがきのみ有効>
往復はがきには必要事項（往信面に①講座名 ②会場 ③開催日 ④郵便番号・住所 ⑤氏名・ふりがな ⑥電話番号・FAX、
返信面にはあて先）をご記入のうえ、受講希望会場の申込先へ。

飯田橋会場への
申込先・問い合わせ 東京都消費生活総合センター 実験講座担当 ☎03-3235-1157
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

立川会場への
申込先・問い合わせ 東京都多摩消費生活センター 実験講座担当 ☎042-522-5119
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

注射1本で若返る?!

こっそりプチ整形するつもりが、思わぬ落とし穴…

Q 70代の女性です。目の下のたるみやしわは加齢によるもので仕方ないと諦めていましたが、新聞の折り込み広告を見て、**美容クリニックで注射1本打つだけで、顔のたるみを引き上げられるリフトアップという施術**に興味を持ちました。広告では体に全く負担がないと書かれていて、何より写真のモデルが自分のような高齢女性だったので、その広告を大事に取っていました。

最近、同窓会の案内が届き、何年かぶりに出席しようと思い、広告の宣伝を思い出しました。こっそりリフトアップ施術を受けて、若返った顔で出席したいのですが、広告には金額が書いていないので心配です。**自由診療とありますが、決まった相場はあるのでしょうか。広告に載っているように、本当に注射一本打つだけでマイナス10歳になるのでしょうか。**



A 「いつまでも元気で若々しくありたい」というアクティブシニアの方が増え、**アンチエイジング美容医療**への関心が高まっています。美容クリニックに出向ききっかけは、事例のように折り込み広告を見て興味を持ったという場合が多いのですが、なかには即日施術を迫られ、1,000万円以上の請求を受けて、代金を払ってしまったというトラブルが起きています。

自由診療では、個々のクリニックが自由に価格を設定することができるので、思いがけない高額請求を受けてしまうこともあります。また美容医療の施術効果には個人差があるため、体に全く負担なく、誰でも簡単に若返るという宣伝をうのみにするのは危険です。注射一本打つだけでマイナス10歳といった事例のような表現は、医療法や景品表示法等に抵触する可能性があります。

契約内容や支払い方法、施術の効果等についてトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターに相談してください。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155



福島県は、浜通り・中通り・会津の三つの地方に分かれ、それぞれの地方で気候を生かした様々な農畜産物が生産されています。その中でも「**福島牛**」は、**良質な牛肉づくりにこだわる生産者が時間をかけてゆっくり育てるため、色味が鮮やかで肉質がやわらかく、細かいサシの入った口だけのよい良質な脂肪が特徴**です。また安全・安心への取り組みとして、「適切な飼養管理」と「放射性物質の全頭検査」を実施しています。

東京都食肉市場では、食肉消費拡大と食肉市場のPRを目指して毎年秋に「**食肉市場まつり**」を開催しています。今年は福島県の協賛を得て、**10月14日(土)・15日(日)**に開催する予定です。(JR品川駅から徒歩3分)

当日は「福島牛」のしゃぶしゃぶ、銘柄豚のとんかつ、もつ煮込みの試食(いずれも無料)をはじめ、福島県の特産品や国内産牛・豚肉などの販売、その他各種イベントを予定しています。食肉市場まつりにぜひお越しください。

資料提供：東京都中央卸売市場食肉市場 一般社団法人東京食肉市場協会



市場のことをもっと知ってもらうため生まれた「イチチーノ」。市場大好きイチチーノの家族が「東京のいちば」の魅力を伝えていきます!

詳しくは **東京都中央卸売市場** 検索

